



川本町を
応援!

川本町は島根県のほぼ中央に位置し
豊かな自然環境に囲まれた
人口約3,000人の町です。

島根県川本町

小さな町の大きな挑戦!

～女子野球で繋がるプロジェクト～

Shimane
PHILTIYS

島根フィルティーズ



新たな挑戦に向け
**川本町の企業版
ふるさと納税を通じて
ご支援ください!**



女子野球で繋がる
プロジェクトに
使います

- 「島根フィルティーズ」運営
- 「女子野球タウン」推進事業
- 球場の改修等、環境整備 ほか

「女子野球で繋がるプロジェクト」への寄附限定!

50万円以上のご寄附をいただいた場合、HPだけでなく「企業名 or 企業ロゴ」
入りの「チームウェア」を制作・選手着用により公表します。※非公表も可。

25
主将
恩田 楓可



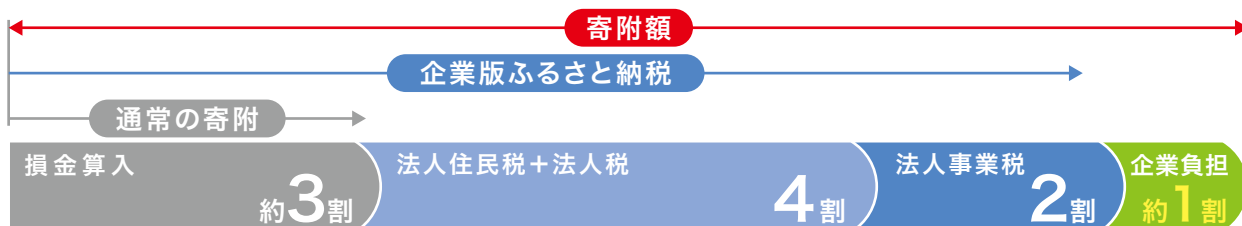
寄附額の最大約9割減税! 「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)」について、詳しくは裏面をご覧ください

企業版ふるさと納税

～川本町の明るい未来へ、企業の皆さまのご支援をお待ちしています!～

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

通常の地方公共団体への寄附における損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除 ※ただし、寄附額の1割が限度(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

軽減効果
最大

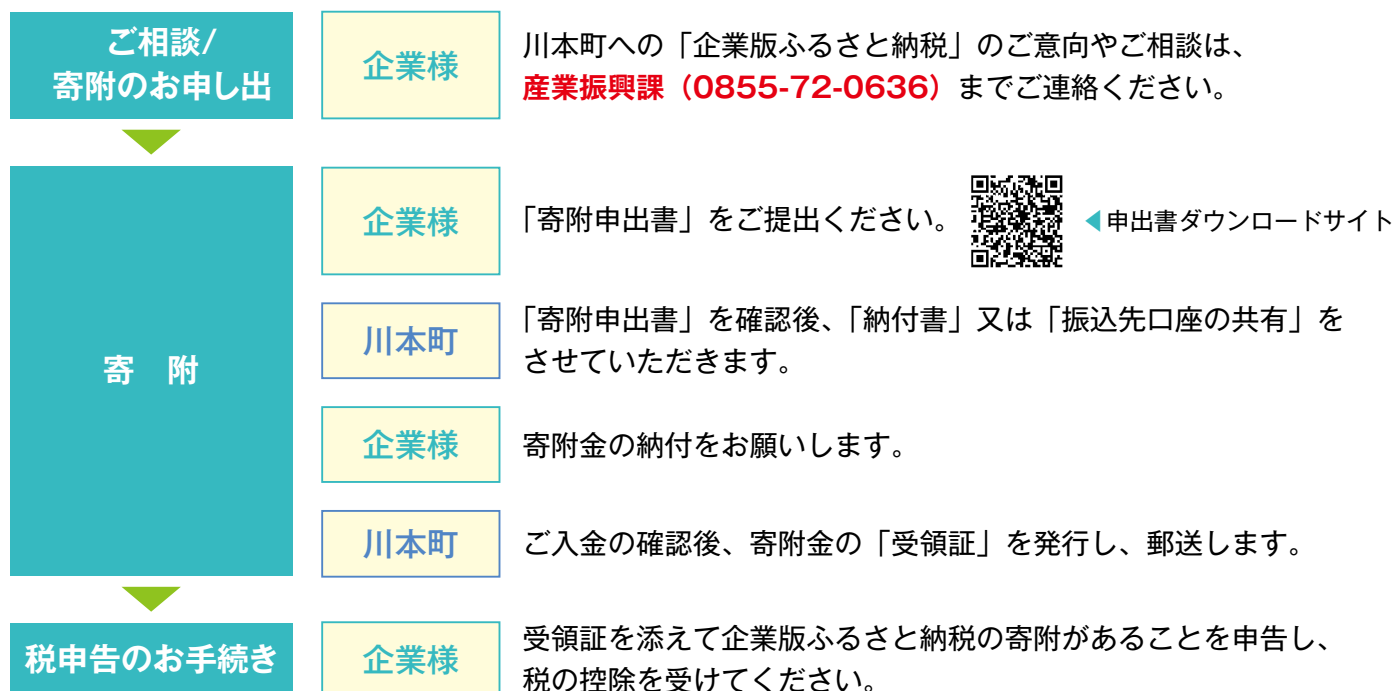
約9割!

税額控除の手続(申告)や算出に関しては、税理士や所管する税務署へご相談ください。

留意事項

- 本制度を活用して川本町へ寄附ができるのは、川本町外に本社がある企業です。●1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

ご寄附の流れ



お問い合わせ先

川本町 産業振興課

〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本271番地3
TEL.0855-72-0636 syoukou@town.shimane-kawamoto.lg.jp